主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人田中秀惠の上告趣意は、事実誤認、量刑不当の主張であり、被告人本人の 上告趣意は、事実誤認の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあた らない。なお、所論にかんがみ職権で調査するも、いまだ同法四一一条を適用すべ きものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四八年二月一日

最高裁判所第一小法廷

Ξ		益	林	藤	裁判長裁判官
郎	_	健	隅	大	裁判官
Ξ		武	田	下	裁判官
_		盛		岸	裁判官